

美濃加茂市監査委員告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
令和 7 年 8 月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 25 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
 同 田 口 智 子

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和 7 年 9 月 25 日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事案については、次の通りの意見とする。

記

課 名	内 容
こども未来課	【検討】 今後、放課後児童健全育成事業の内、受入人数拡大委託業務については別契約とするのではなく、美濃加茂市放課後児童健全育成事業委託業務の本体契約の変更契約とすることを検討されたい。
こども未来課	【注意】 保育士宿舍借り上げ支援事業補助金について、美濃加茂市民間保育等に対する補助金交付要綱 第 3 条 別表の規定において、保育士 1 人につき月額 51,000 円と補助対象経費のいずれか少ない額とされており、さらに 3 / 4 を乗じるという規定がない。補助金の交付実態と整合性のある要綱に改正されたい。

農林課	【注意】 美濃加茂市農業等振興補助金（経営開始資金事業）について、市補助金交付関係書類は、美濃加茂市農業等振興補助金交付要綱に記載の名称を使用して、処理されたい。また、国の定める補助事業実施要綱に定める関係書類の受付は、国の補助事業名を正確に明記した様式を使用されたい。
-----	---